平成２６年（フ）第４１４号
川崎市川崎区中島３丁目４番３―202号　ドミール中島
債務者　駒崎　繁子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１５号
神奈川県川崎市麻生区五力田３丁目23番12―105号
債務者　清水　照子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２０号
川崎市川崎区中島３丁目11番２号
債務者　山野　紀江（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３４号
川崎市麻生区上麻生５番地　サンモール202
債務者　西澤　諒介
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５５１号
静岡市清水区二の丸町２番１―1103号　生稲方
債務者　工藤　隆明
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５６号
岡山県備前市伊部2487番地５
債務者　川渕　繁行
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１５２３号
東京都八王子市横川町108―８―302
債務者　米山　敏捷
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７７１号
神奈川県大和市桜森２丁目22番８号　第２こまくさ荘201号
債務者　西槇　正生
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２１号
神奈川県藤沢市南藤沢14番３―601号
債務者　森田　博幸
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２２号
神奈川県藤沢市南藤沢14番３―601号
債務者　森田　　緑
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７７号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅１号棟206号室、前住所栃木県宇都宮市岩曽町1435番地１　ウエストハイツＢ101
債務者　梅澤　和江
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４９５号
栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢1798番地
債務者　岡田　勝美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０１号
栃木県宇都宮市駒生２丁目14番35号　ラフィネプリズＡ203、前住所栃木県真岡市物井2894番地４
債務者　梁田　和也
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２９号
栃木県宇都宮市峰２丁目21番１号
債務者　濱﨑　　晃（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３５号
川崎市宮前区宮崎３丁目５番地57　シティハイムアマポーラ202
債務者　椎橋　　豊
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係